

## 防火管理者の選任と消防計画の作成が必要な事業所

■:この色の用途区分で、収容人員300人以上の事業所の防火管理者は、再講習が必要

用途区分	特定防火対象物		非特定防火対象物
	A欄	B欄	C欄
	収容人員 10人以上の事業所	収容人員 30人以上の事業所	収容人員 50人以上の事業所
1項イ		劇場、映画館、観覧場	
1項ロ		公会堂、集会所	
2項イ		キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	
2項ロ		パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場、ダンス場	
2項ハ		風俗営業店舗	
2項ニ		カラオケ、ネットカフェ、個室ビデオ	
3項イ		待合、料理店	
3項ロ		飲食店	
4項		デパート、スーパー、店舗	
5項イ		旅館、ホテル	
5項ロ			マンション、社員寮、寄宿舍
6項イ		病院、診療所	
6項ロ	福祉施設(入所タイプ)		
6項ハ		福祉施設(通所タイプ)、保育園	
6項ニ		幼稚園	
7項			学校
8項			図書館、美術館、博物館
9項イ		蒸気浴場、熱気浴場	
9項ロ			銭湯等公衆浴場
10項			駅、船・航空機の発着場
11項			神社、寺院、教会
12項イ			工場、作業場
12項ロ			映画スタジオ、テレビスタジオ
13項イ			自動車車庫、駐車場
13項ロ			航空機の格納庫
14項			倉庫
15項			事務所、その他の事業所
16項イ	A欄とB欄の複合、A欄とC欄の複合、A欄とB欄とC欄が複合するもの	B欄の用途が複合、B欄とC欄が複合するもの	
16項ロ			C欄の用途が複合するもの